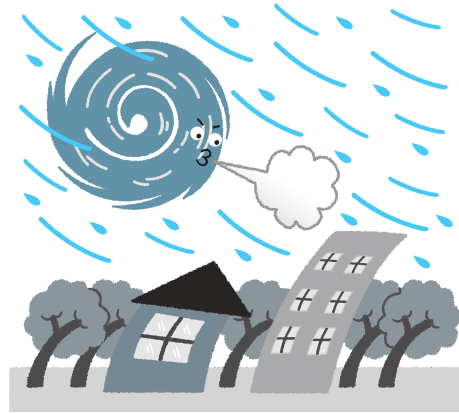


# もしも災害にあってしまったら!?

近年、全国各地で台風や大雨、地震などの自然災害が発生しています。もしも組合員の皆さんが、水震火災等の非常災害により住居や家財等に損害を受けたときは、その損害の程度に応じて「災害見舞金」を支給します。



## ● 支給要件と範囲 ●

組合員が居住している住居または家財に3分の1以上の損害を受けたとき

### 住居とは

自宅、借家、借間等組合員が現に住んでいる建物（物置、カーポート、門扉等は除きます。）



### 家財とは

家具、調度品、寝具、衣類等生活に必要なもの（不動産、現金、有価証券等は除きます。）



※被扶養者が別居している場合は被扶養者の住居または家財も対象となります。

## ● 損害の程度と判定 ●

原則として住居または家財を時価に換価し判定しますが、り災証明の内容を参酌したり損害程度の認定が困難な場合は外形的に判定することもあります。

損害程度の判定に必要な場合がありますので、災害発生時には避難等に支障がない範囲で家屋全景や損害部分等の写真の撮影をお願いします。  
(床上浸水(30cm以上)の場合は、浸水箇所にメジャー等をあてながら撮影してください。)

給付金の決定については、提出いただいた書類等をもとに当組合が判断いたします。  
その他の給付として災害見舞金、弔慰金、家族弔慰金、また災害給付もあります。

災害見舞金等の  
詳細についてはこちら



災害貸付については  
こちら



お問い合わせ先

医療健康課 (医療給付係)  
福利厚生課 (厚生係)

TEL 029-301-1413  
TEL 029-301-1412